

令和5年 第1回

仁木町議会臨時会会議録

開会 令和5年5月30日(火)

閉会 令和5年5月30日(火)

仁木町議会

令和5年第1回仁木町議会臨時会議事日程

-
- ◆日 時 令和5年5月30日（火曜日）午前10時30分 開会
◆場 所 仁木町役場 3階議場
-

◆議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会委員長報告
日程第3 会期の決定
日程第4 諸般の報告
日程第5 行政報告
日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）
日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）
日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）
日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について
令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）
日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について
仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）
日程第11 承認第6号 専決処分事項の承認について
令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）
日程第12 議案第1号 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）
日程第13 議案第2号 令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について

令和5年第1回仁木町議会臨時会会議録

開 会 令和 5年 5月30日（火） 午前10時30分
 閉 会 令和 5年 5月30日（火） 午後 1時27分

議 長 横 関 一 雄 副 議 長 宮 本 幹 夫

出席議員（8名）

1 番 磨 直 之 2 番 木 村 章 生 4 番 佐 藤 秀 教
 5 番 嶋 田 茂 6 番 野 崎 明 廣 7 番 上 村 智 恵 子
 8 番 宮 本 幹 夫 9 番 横 関 一 雄

欠席議員（1名）

3 番 門 脇 吉 春

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	佐 藤 聖 一 郎	福 祉 課 長	河 井 健
副 町 長	林 幸 治	福 祉 課 参 事	浜 野 公 子
教 育 長	岩 井 秋 男	産 業 課 長	浜 野 崇
総 務 課 長	鹿 内 力 三	建 設 課 長	渡 辺 優
総 務 課 参 事	奈 良 充 雄	教 育 次 長	菊 地 健 文
財 政 課 長	和 田 秀 文	農 業 委 員 会 事 務 局 長	三 沢 世 紀
会 計 管 理 者	伊 藤 利 文	選 挙 管 理 委 員 会 書 記 長	(鹿 内 力 三)
企 画 課 長	新 見 信	代 表 監 査 委 員	原 田 修
住 民 環 境 課 長	伊 藤 浩 美	識 見 監 査 委 員	今 井 聡 裕

議会事務局職員出席者

事 務 局 長 可 児 卓 倫
 総 務 議 事 係 長 佐 藤 祐 亮

開 会 午前10時30分

○議長（横関一雄）おはようございます。

定刻となりましたので、これから会議を始めたいと思います。只今の出席議員は、8名です。門脇議員より欠席する旨の届け出がありました。

定足数に達していますので、只今から令和5年第1回仁木町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（横関一雄）日程第1『会議録署名議員の指名』を行います。

本日の会議録署名議員は、仁木町議会会議規則第124条の規定により、4番・佐藤議員及び5番・嶋田議員を指名します。

日程第2 議会運営委員会委員長報告

○議長（横関一雄）日程第2『議会運営委員会委員長報告』を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。野崎委員長。

○議会運営委員会委員長（野崎明廣）皆さん、おはようございます。

議会運営委員会決定事項について、報告いたします。本臨時会を開催するにあたり、本日5月30日火曜日に議会運営委員会を開催し、本日開会の臨時会の会期日程等議会運営に関する事項について、調査いたしました。

委員会決定事項。まずはじめに付議事件について申し上げます。本臨時会には、承認6件、議案2件の合計8件が付議されております。

次に、議事進行について申し上げます。日程第3まではこれまでと同様に進めます。日程第4の諸般の報告については、5月17日開催の議会運営委員会決定により、本会議場での報告を省略いたします。日程第5の行政報告については、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを適用しないことから、本会議場での報告といたします。日程第6から第9の専決処分・補正予算については、いずれも即決審議でお願いいたします。日程第10、専決処分・条例改正については、即決審議でお願いいたします。日程第11の専決処分・補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第12の補正予算については、即決審議でお願いいたします。日程第13の請負契約については、即決審議でお願いいたします。

続いて、会期について申し上げます。本臨時会招集日は、本日5月30日火曜日、会期は開会が5月30日、閉会が5月30日の1日限りといたします。

次に、その他の事項でございますが、当面する行事予定は、お手元に配布のとおりです。以上で、議会運営委員会決定事項についての報告を終わります。

○議長（横関一雄）委員長の報告が終わりました。

委員長報告のとおり、議事を執り進めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認め、そのように決定しました。

日程第3 会期の決定

○議長（横関一雄）日程第3『会期の決定』の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員会委員長報告のとおり、本日5月30日の1日限りにしたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日5月30日の1日限りとすることに決定しました。

日程第4 諸般の報告

○議長（横関一雄）日程第4『諸般の報告』でございます。

議長諸般の報告については、議会運営委員会委員長報告のとおり、本会議場での報告を省略いたします。

なお、お手元に報告書を配布しておりますので、後程ご高覧願います。

これで、諸般の報告を終わります。

日程第5 行政報告

○議長（横関一雄）日程第5『行政報告』を行います。

佐藤町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）令和5年第1回仁木町議会臨時会が開催されるに当たりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和5年第1回仁木町議会臨時会を招集申し上げましたところ、横関議長、宮本副議長をはじめ、議員各位におかれましては、ご多用にもかかわらずご参集を賜り、厚く御礼申し上げます。そして原田代表監査委員、今井監査委員におかれましても、万障お繰り合わせの上ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

初夏の季節となりましたが、新型コロナウイルスが5類に移行し、行事や会合が再開されはじめ、観光地には多くの観光客が訪れている光景を目にしますと、私たちの日常も徐々に正常を取り戻しつつあると実感しているところであります。私自身の見解であります。これまで経験したコロナ禍を踏まえ、新しい時代の幕開けを迎えているものと受け止めており、これから先も続く人口問題や権利問題、デジタル社会の構築などが具現化される時代の始まりと見ております。ただ、日本は変化に対応する力が乏しいのはこのコロナ禍でも露呈されましたし、実際のところ国や企業の意思決定の早さ、機会と供与への素早い対応という部分では、世界の中でも非常に低いと見られております。日本特有の調整文化の全てを否定することはいたしません。これを機に見直さなければならないと認識しているにもかかわらず、元の本阿弥のように旧態依然の社会に戻すことは避けなければなりません。コロナ禍前の日常に戻すにも、不易流行という言葉のように、次の時代を見据え、守るべきところは守り、変えるべきことは変えることが新たな地域を創造する上で必要なことであり、ここ本町におきましても様々な情勢の変化があっても揺るがない確固たる地域基盤をつくるべく邁進していかなければならないと、ようやくコロナ禍が落ちつきを取り戻しつつある社会を迎え、気持ちを新たにしているところであります。

さて、本臨時会には、野崎議会運営委員長からご説明ありましたとおり、承認6件、議案2件、計8件の議案を提出しております。格別のご審議を賜りますようお願い申し上げます。令和5年第1回仁木町議

会臨時会開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

それでは引き続き行政報告をさせていただきます。

はじめに、株式会社コンサドーレとの包括連携による地方創生に関する協定締結について申し上げます。本年4月1日、札幌ドームにおいて株式会社コンサドーレとスポーツを通じた教育・健康の推進やまちの魅力発信などに関して包括連携協定を締結してまいりました。株式会社コンサドーレは日本プロサッカーリーグ（Ｊリーグ）に加盟するサッカークラブを運営しており、4月にはスポーツの持つ力を活用し地域の課題解決を支援する新会社「株式会社まちのミライ」を設立するなど、スポーツチームの運営だけでなく、新たな取組も進められております。当日はホームゲームが開催され、招待していただいた町民140名と共に観戦、試合前のセレモニーでは、協定締結の報告と今後の取組について紹介があり、多くの方に仁木町を知っていただくことができたものと振り返っております。今後におきましては、スポーツ振興を始めとする町民の健康増進や環境意識の醸成、観光の振興、SDGsなど様々な分野で相互に協力することで連携の強化、地域の活性化を図ってまいります。

次に、北海道新幹線並行在来線対策協議会第16回後志ブロック会議について申し上げます。5月28日、倶知安町で開催された北海道新幹線並行在来線対策協議会第16回後志ブロック会議に出席してまいりました。昨年末、バス転換に関するバスルート及びダイヤについて沿線自治体の考え方を確認し、幹事会で地域案として取りまとめられた中間報告が提示されました。バス転換後における後志地域の地域交通の確保として、沿線自治体で考え方の統一を図った上で、バスルートやダイヤ等運行計画の策定、運行赤字に対する自治体支援など、バス運行の実現に向けた協議を行い、今後、後志地域の地域公共交通を担っているバス事業者に対して、転換後のバス運行について協力を求めることを確認してまいりました。町といたしましては皆さまと地域交通のあり方や地域住民の足の確保について議論を深め、しっかりと取組を進めてまいりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、地域おこし協力隊について申し上げます。地域おこし協力隊員の活動につきましては、ワインツーリズム・観光振興を目指す三浦夕佳さん、写真やSNS、革製品等を通じた地域振興を目指す革職人の山田和史さん、銀山地域の振興、飲食店開業を目指す山口光市さん及び醸造用ブドウの生産技術の習得やワインツーリズム振興における各種取組を行う月岡壮太さんが活動を継続しております。本年5月1日からは、現在の隊員に加え、ワイン醸造やレストラン開業を目指す齊藤和世さん、本町のワインと料理を組み合わせたレストラン開業を目指す中野隆介さん、SNSで仁木町の魅力や農業などを広く発信する山崎嘉大さんの3名を委嘱し、本年度は観光協会福原事務局長を含む8名の地域おこし協力隊員が活動してまいります。このほか、現在募集中の隊員と内定者を含め、今年度本町で活動する隊員は合計10名となる予定であります。今後におきましても、地域の皆さまと一緒にまちづくりを進め、隊員自身が積極的な活動を行えるよう町としてもサポートするほか、町の広報紙やホームページ等を通じて、隊員の活動を町民の皆さまに周知してまいります。

次に、余市川クリーンアップ作戦について申し上げます。新型コロナウイルス感染症の影響により4年ぶりの開催となった第29回余市川クリーンアップ作戦が、5月20日に好天の下で開催されました。当日は午前9時から、仁木町役場で開会式を行った後、参加者72名が各流域の担当箇所8か所に分かれて清掃活動に当たり、ごみ1010kgを回収し、正午頃には全地区無事故で終了することができました。4年ぶりの開催のため、ごみの量が増加してはりましたが、多くのボランティアの方々にご協力をいただき、回収することができました。ボランティアとしてご参加くださいました新おたる農業協同組合、仁木町観光協会、

仁木町商工会、余市川土地改良区、後志総合振興局小樽建設管理部余市出張所、なかよしくラブ安心警ら隊、NPO法人銀山さわやか福祉NPO、余市郡漁協鮎部会及び個人参加の皆さまに対し、心より御礼申し上げます。今後におきましても、余市川流域の清掃等環境保全活動につきまして、地域住民、行政及び関係団体が一体となって取り組み、水資源の大切さを自覚し、併せて自然環境保護意識の高揚に努めてまいります。また、クリーンアップ作戦の前段、午前8時から仁木町役場福利厚生会の会員53名による役場庁舎周辺のごみ清掃を実施し、美化運動にも取り組んだことを報告いたします。

次に、低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）について申し上げます。本年3月22日、国の第8回物価・賃金・生活総合対策本部において、食費等の物価高騰に直面し、その影響を特に受けている低所得の子育て世帯に対し、児童一人あたり5万円の特別給付金を支給することが決定し、4月10日付けで支給要領が発出されました。本給付金につきましては、令和4年度に実施した低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金を受給された世帯等にプッシュ型で給付する予定です。具体的には、児童手当又は特別児童扶養手当の受給者、又は、高校生のみ養育世帯でそれぞれが令和4年度分の住民税均等割が非課税である方、及び直近で収入が減少した世帯を対象としています。物価高騰により家計が悪化している低所得の子育て世帯を見舞うという観点から可能な限り早期に支給することとなっていることから、速やかな事業実施を行うことを目的に見込みを含む対象児童37名に係る給付事業費185万円及び給付事務費6万円、併せて当該事業に係る国庫補助金190万8000円につきまして、今臨時会に補正予算を上程させていただきましたので、よろしく願い申し上げます。なお、児童扶養手当受給者である低所得のひとり親世帯に対しましては、認定権者である北海道が支給することを申し添えます。

行政報告は以上であります。別途お手元には、入札結果一覧表（議案第2号関連）を配付しておりますので、後ほどご高覧願います。以上でございます。

○議長（横関一雄）佐藤町長の行政報告が終わりました。

次に、岩井教育長から教育行政報告の申し出がありますので、これを許します。岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）令和5年第1回仁木町議会臨時会教育行政報告について申し上げます。

はじめに、銀山小学校屋上防水補修工事について申し上げます。銀山小学校の雨漏りの状況につきましては、令和5年第1回仁木町議会定例会で報告させていただいておりますが、3月8日から除雪機械による屋上の排雪を実施し、屋上の状態を確認しましたところ、一部防水層に劣化が見られ、4月に入ってから雨漏りの状況が芳しくなく、一部の教室や廊下では天井が崩落する危険性があるなど学校運営に支障を来している状況から早急に対応する必要があると判断し、4月21日から屋上防水補修工事を実施いたしました。工事内容につきましては、既存防水層の劣化部を撤去し、校舎屋上や機械室屋上などに超速硬化ウレタン塗膜防水を実施いたしました。施工後は、雨漏りは収まり、以前同様の教育環境に戻ったところでございます。本工事にかかる1320万円につきまして補正予算を4月13日付けで専決処分させていただいており、今臨時会でご承認いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

次に、各種寄贈について申し上げます。この度、交通安全や事故防止の一環として、小学校1年生などに対し、仁木建設協会（仁木洋会長）より学童用ヘルメット13個及び町内小学校に教育環境の整備に活用してもらうため、折り畳み鉄棒、一輪車2台、高性能シュレッダー、CDラジオを仁木消防団（金子英治団長）及び仁木町防犯協会（森健二会長）より、文房具セット18セットをそれぞれ寄贈いただきました。

さらに、夢を一生持ち続けられる人になって欲しいとの思いから大江在住の金子英治氏から小学校1年

生に対しまして、お米一升を21袋（仁木小16袋、銀山小5袋）の寄贈を受け、入学式に配布しております。また、本町出身の三上朋子さんより、ご友人である絵本作家そらさんの絵本を53冊寄贈いただきました。町内外の皆さまから心温まる善意が届いておりますことに、保護者を始め学校関係者及び教育委員会といたしましては、深く感謝しているところであります。

以上で、令和5年第1回仁木町議会臨時会教育行政報告といたします。

○議長（横関一雄）岩井教育長の行政報告が終わりました。これで行政報告を終わります。

日程第6 承認第1号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）

○議長（横関一雄）日程第6、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）それでは、承認第1号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）。令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1955万6000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3205万2000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表 地方債補正による。令和5年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第1号、令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、町税から、2ページ、22款、町債まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額1955万6000円を減額し、補正後の合計を47億3205万2000円とするものでございます。

3ページ、歳出でございます。1款、議会費から、4ページ、14款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額1955万6000円を減額し、補正後の合計を47億3205万2000円とするものでございます。

5ページ、第2表 地方債補正、変更でございます。すべて事業完了による、限度額の変更でありまし

て、デイサービスセンター運営補助事業につきましては840万円に、農業競争力強化基盤整備事業は3420万円に、農業水路等長寿命化・防災減災事業は290万円に、緊急浚渫推進事業は660万円に、緊急自然災害防止対策事業は1360万円に変更するものでございます。

7ページをお開き願います。歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

8ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国道支出金は3609万6000円の減、地方債は1850万円の減、その他は1142万1000円の減、一般財源は4646万1000円の増となっております。

9ページをお開き願います。歳入でございます。1款、町税、1項、町民税、1目、個人につきましては、収入見込みにより171万3000円の減、2目、法人は、収入見込みにより335万1000円の追加。2項、1目、固定資産税の収入見込みにより24万2000円の追加。3項、固定資産税、1目、環境性能割も収入見込みにより29万8000円の追加、2目、種別割も収入見込みにより7万1000円の追加。10ページ、4項、1目、市町村たばこ税につきましては、額確定により258万9000円の追加でございます。

11ページ、2款、地方譲与税につきましては、いずれも額確定による増減で、1項、1目、地方揮発油譲与税は67万6000円の減額、2項、1目、自動車重量譲与税は91万1000円の追加、3項、1目、森林環境譲与税は39万4000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。3款、1項、1目、利子割交付金につきましては、額確定により17万6000円の減額。

13ページ、4款、1項、1目、配当割交付金も額確定により33万5000円の追加でございます。

14ページをお開き願います。5款、1項、1目、株式等譲渡所得割交付金につきましては、額確定により26万3000円の追加、15ページ、6款、1項、1目、法人事業税交付金も額確定により231万8000円の追加でございます。

16ページをお開き願います。7款、1項、1目、地方消費税交付金は、額確定により230万7000円の追加。

17ページ、8款、1項、1目、ゴルフ場利用税交付金も額確定により28万円の追加でございます。

18ページをお開き願います。9款、1項、1目、環境性能割交付金につきましては、額確定により70万5000円の減額。

19ページ、11款、1項、1目、地方交付税は、特別交付税の確定によりまして3826万5000円の追加でございます。

20ページをお開き願います。13款、分担金及び負担金、1項、負担金、1目、民生費負担金につきましては、実績により4万1000円の減額、2目、衛生費負担金も実績により3万6000円の減額。

21ページ、14款、使用料及び手数料、1項、使用料につきましては、いずれも実績により、1目、総務使用料が6万4000円の追加、2目、民生使用料は9万3000円の減額、3目、衛生使用料が6万7000円の減額、4目、土木使用料が163万7000円の追加、22ページ、5目、教育使用料は33万9000円の追加。2項、手数料、1目、総務手数料は実績により31万9000円の減額、23ページ、2目、衛生手数料も実績により55万9000円の減額、3目、農業手数料も実績により1万9000円の追加でございます。

24ページをお開き願います。15款、国庫支出金、1項、国庫負担金、1目、民生費国庫負担金につきましては、児童手当などの実績により273万1000円の減額、2目、衛生費国庫負担金は、新型コロナウイルスワクチン接種の実績により315万8000円の減額。2項、国庫補助金、1目、総務費国庫補助金は、新型コロナ

ウイルス地方創生臨時交付金などの確定により296万9000円の減額、25ページ、2目。民生費国庫補助金は実績により910万6000円の減額、3目。衛生費国庫補助金は、事業完了により374万6000円の減額、5目。教育費国庫補助金も事業完了により15万3000円の減額、26ページ、6目。農林水産業費国庫補助金も事業完了により177万1000円の減額。3項。委託金、2目。民生費委託金は実績により2万1000円の追加でございます。

27ページ、16款。道支出金、1項。道負担金、1目。民生費道負担金は実績により536万2000円の減額。2項。道補助金、2目。民生費道補助金は、老人クラブ運営費など補助金の確定により224万8000円の減額、28ページ下段、3目。衛生費道補助金は実績により1万9000円の減額、29ページ、4目。農林水産業費道補助金は事業完了により484万9000円の減額、5目。教育費道補助金も事業完了により9000円の減額。3項。道委託金、1目。総務費委託金は実績により8000円の追加、3目。土木費委託金は事業完了により4000円の減額でございます。

30ページをお開き願います。17款。財産収入、1項。財産運用収入、1目。財産貸付収入につきましては、収入実績により30万円の減額、2目。利子及び配当金も実績により3万円の追加。2項。財産売払収入、1目。不動産売払収入は、流木の売払いにより64万8000円の追加、物品売払収入は売払いなしにより廃目としております。

31ページ、18款。1項。寄附金、1目。一般寄附金につきましては、ふるさと納税寄附183万5000円の減額、2目。総務費寄附金は、企業版ふるさと納税寄附100万円の追加でございます。

32ページをお開き願います。19款。繰入金、1項。基金繰入金、財政調整基金繰入金につきましては、繰入れなしにより廃目、2目。ふるさと振興基金繰入金は、収入見込みにより1007万8000円の減額、4目。森林環境譲与税基金繰入金は額確定により17万7000円の減額。

33ページ、21款。諸収入、1項。延滞金、加算金及び過料、1目。延滞金につきましては、実績により8万5000円の追加、加算金と過料は廃目としております。町預金利子は預金利子なしのため廃項、3項。1目。貸付金元利収入は実績により50万9000円の減額。4項。受託事業収入、34ページ、2目。後期高齢者医療広域連合受託事業収入も実績により12万3000円の減額、3目。地域支援事業受託収入も実績により90万9000円の減額。5項。雑入の滞納処分費、弁償金、違約金及び延納利息は収入なしにより、それぞれ1000円を減額し廃目、4目。雑入は額の確定により116万7000円の減額、36ページをお開き願います。6目。介護保険収入は実績により51万9000円の減額、7目。過年度収入は目を新設し39万6000円の追加でございます。

38ページをお開き願います。22款。町債につきましては地方債補正で説明した分でございます。

39ページをお開き願います。歳出でございます。1款。1項。1目。議会費につきましては、すべて執行残で156万8000円の減額でございます。

42ページをお開き願います。2款。総務費、1項。総務管理費、1目。一般管理費につきましても、報酬などの執行残で390万3000円の減額、46ページをお開き願います。2目。交通安全推進費は執行残28万7000円の減額、47ページ、3目。文書広報費は、需用費などの執行残99万6000円の減額、4目。財産管理費も需用費などの執行残で231万2000円の減額、49ページをお開き願います。5目。企画費は、予約制バスなど事業完了による執行残185万円の減額、50ページ、8目。ふるさとづくり事業費は、ふるさと納税寄附金103万1000円を追加し、ふるさと振興基金に積み立てるものでございます。2項。徴税費、1目。税務総務費は、執行残56万1000円の減額、51ページ、2目。賦課徴収費も執行残14万6000円の減額。3項。1目。戸籍住民登録費は、委託料などの執行残22万2000円の減額。52ページ、4項。選挙費、2目。参議院議員選挙費

につきましては財源内訳の変更、3目。知事道議選挙費は執行残45万1000円の減額。53ページ、6項。1目。監査委員費も執行残3万9000円の減額でございます。

54ページをお開き願います。3款。民生費、1項。社会福祉費、1目。社会福祉総務費につきましては、1029万9000円の減額で、委員報酬をはじめ、57ページまで、すべて執行残でございます。2目。老人福祉費は512万9000円の減額で、講師謝礼をはじめ、60ページまで、すべて執行残でございます。4目。心身障害者特別対策費は1734万1000円の減額で、委員報酬をはじめ、63ページまで、すべて執行残となっております。5目。国民年金事務費につきましても執行残で6000円の減額でございます。64ページ、6目。後期高齢者医療費は健診委託料などの事業完了により39万2000円の減額。65ページ、2項。児童福祉費、1目。児童福祉総務費は204万5000円の減額で、67ページ中段、子どものための教育・保育給付費につきまして、仁木保育園他幼稚園の運営費確定に伴い86万円の追加、その他につきましては執行残でございます。2目。乳幼児等医療費は役務費などの執行残101万9000円の減額、68ページ、3目。母子福祉費は執行残25万1000円の減額、69ページ、4目。保育所費は、へき地保育所委託料の執行残84万8000円の減額でございます。災害救助費は8万円を減額し、廃項としております。

70ページをお開き願います。4款。衛生費、1項。保健衛生費、1目。保健衛生総務費につきましては、健診委託料など事業完了により154万8000円の減額、71ページ、2目。老人保健推進費は、謝礼金をはじめすべて執行残で79万4000円の減額、73ページ、3目。予防費は1083万4000円の減額で、委員報酬をはじめ、75ページまですべて執行残、75ページ下段、4目。環境衛生費は298万1000円の減額でゴミ袋取扱報償をはじめ、78ページまですべて執行残でございます。78ページ、5目。上水道費は簡易水道事業特別会計繰出金の確定により802万4000円の減額でございます。

79ページ、6款。農林水産業費、1項。農業費、1目。農業委員会費は財源内訳の変更、3目。農業振興費は、スマート農業や有害鳥獣事業の完了により1248万5000円の減額、82ページ下段、4目。農用地事業費は、農業競争力基盤整備事業などの執行残1887万7000円の減額、83ページ、5目。山村振興施設費は、PCB廃棄手数料4万5000円の減額、7目。農用地再編開発事業費は、フルーツパークにきの管理経費1万3000円の減額でございます。84ページ、8目。畜産費は、ビクトリーポークへの補助金25万円の減額、2項。林業費、1目。林業総務費は、豊かな森づくり推進事業の執行残219万1000円の減額でございます。

85ページ、7款。1項。商工費、2目。商工振興費につきましては、ふるさと納税やワインツーリズムなど事業完了により626万4000円の減額でございます。

88ページをお開き願います。8款。土木費、1項。土木管理費、1目。土木総務費につきましては、ふれあい遊トピア公園の経費32万5000円の減額、2目。土木機械管理費は財源内訳の変更でございます。2項。道路橋りょう費、1目。道路橋りょう総務費も財源内訳の変更、2目。道路維持費は、除排雪などの執行残972万6000円の減額。89ページ、3項。河川費、1目。河川総務費は、河川改修工事などの執行残415万9000円の減額。90ページ、4項。住宅費、1目。住宅管理費は、町営住宅の管理経費56万9000円の減額でございます。

91ページ、9款。1項。1目。消防費につきましては、北後志消防組合負担金303万円の減額、2目。水防費は、修繕費などの執行残68万1000円の減額、3目。災害対策費も執行残38万9000円の減額でございます。

93ページをお開き願います。10款。教育費、1項。教育総務費、1目。教育委員会費につきましては執行残9万5000円の減額、2目。事務局費は、外国語指導助手の経費など118万3000円の減額。94ページ、2項。

小学校費、1目。学校管理費は156万1000円の減額で、会計年度任用職員報酬をはじめ、96ページまですべて執行残、2目。教育振興費は、就学援助の扶助費23万5000円の減額。3項。中学校費、1目。学校管理費は273万9000円の減額で、会計年度任用職員報酬をはじめ、98ページまで、すべて執行残でございます。2目。教育振興費は、就学援助の扶助費59万4000円の減額。99ページ、4項。義務教育学校費、1目。学校建設費は事業完了により40万円の減額。5項。社会教育費、1目。社会教育総務費は、社会教育委員報酬などの執行残43万2000円の減額。100ページ、6項。保健体育費、1目。保健体育総務費はバトミントン大会への参加報酬の追加と執行残で10万8000円の減額、101ページ、3目。学校給食費は修繕費や電気料などの執行残225万4000円の減額、102ページ、4目。スキー場管理費は、委託料の執行残35万7000円の減額でございます。

103ページ、12款。1項。公債費、1目。元金につきましては、財源内訳の変更、2目。利子は執行残54万4000円の減額でございます。

104ページをお開き願います。13款。諸支出金、1項。基金費、3目。公共施設等整備基金費につきましては、公共施設等整備基金への積立て1億2406万9000円の追加。

105ページ、14款。1項。1目。予備費につきましては、執行残122万4000円の減額でございます。107ページ以降につきましては、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第1号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）』は、承認することに決定しました。

日程第7 承認第2号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第7、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第2号でございます。専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求め。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険

事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9572万4000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第2号、令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額144万円を減額し、補正後の合計を1億9572万4000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額144万円を減額し、補正後の合計を1億9572万4000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款. 国民健康保険税から6款. 諸収入まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費から6款. 予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、その他が89万7000円の減、一般財源が54万3000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款. 1項. 国民健康保険税、1目. 一般被保険者国民健康保険税につきましては、収入見込みにより83万円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款. 使用料及び手数料、1項. 手数料、1目. 督促手数料につきましても収入見込みにより1万円の減額、2目. 証明手数料も収入見込みにより2万6000円の追加でございます。

7ページ、4款. 繰入金、1項. 2目. 一般会計繰入金につきましては1000円の減額。2項. 基金繰入金、1目. 財政調整基金繰入金につきましては6万1000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。6款. 諸収入、1項. 延滞加算金及び過料、1目. 延滞金につきましては、額確定により35万1000円の追加、預金利子につきましては収入なしにより1000円を減額し廃項。3項. 1目. 雑入は、額確定により1000円の減額。4項. 受託事業収入、1目. 特定健康診査等受託料も額確定により91万3000円の減額でございます。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款. 総務費、1項. 総務管理費、1目. 一般管理費に

つきましては、すべて執行残で7万3000円の減額。10ページをお開き願います。2項、徴税費、1目、賦課徴収費は財源内訳の変更。3項、1目、審議会費は執行残で3万4000円の減額でございます。

11ページ、2款、保健施設費、1項、1目、特定健康診査等事業費につきましては、委託料の執行残で91万1000円の減額でございます。

12ページをお開き願います。公債費につきましては、借入れなしによりまして4万5000円を減額し、廃款としております。

13ページ、4款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、一般被保険者保険税還付金につきましては執行残27万6000円の減額、一般被保険者償還金は支出なしのため1000円を減額し廃目としております。

14ページをお開き願います。予備費につきましては、執行なしにより10万円を減額し廃款としております。15ページ以降は、補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第2号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第8 承認第3号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第8、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第3号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）。令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ513万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7890万5000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第3号、令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から5款、諸収入まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額513万8000円を減額し、補正後の合計を4億7890万5000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額513万8000円を減額し、補正後の合計を4億7890万5000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、使用料及び手数料から6款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたものでございまして、右側の財源内訳ですが一般財源が513万8000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、使用料及び手数料、1項、1目、使用料につきましては、収入見込みにより277万円の追加。2項、1目、手数料につきましても収入見込みにより11万8000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。3款、繰入金、1項、1目、一般会計繰入金につきましては、額確定により802万4000円の減額でございます。

7ページ、5款、諸収入、延滞加算金及び過料と預金利子につきましては収入なしにより、それぞれ1000円を減額し、廃項としております。

9ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、219万8000円の減額で会計年度任用職員の報酬から、10ページ、負担金補助及び交付金まで、すべて執行残、2目、維持管理費は263万1000円の減額で、需用費から、13ページ、公課費まですべて執行残でございます。

14ページをお開き願います。3款、1項、公債費、2目、利子につきましては、一時借入れがありませんでしたので20万9000円の減額でございます。

15ページ、予備費につきましては、執行なしにより10万円を減額し廃款としております。17ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第3号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第9 承認第4号 専決処分事項の承認について

令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第9、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第4号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）となっております。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）。令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ64万8000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7211万6000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第4号、令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年3月31日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まで補正いたしまして、歳入合計額から補正額64万8000円を減額し、補正後の合計を7211万6000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まで補正いたしまして、歳出合計額から補正額64万8000円を減額し、補正後の合計を7211万6000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、後期高齢者医療保険料から6款、国庫支出金まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費から4款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国・道支出金が24万9000円の増、その他が1000円の増、一般財源が89万8000円の減となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。1款、1項、後期高齢者医療保険料、1目、特別徴収保険料につきましては、収入見込みにより9万9000円の減額、2目、普通徴収保険料も収入見込みにより56万2000円の減額でございます。

6ページをお開き願います。2款、使用料及び手数料、1項、手数料、1目、督促手数料につきましては、収入見込みにより1000円の減額、2目、証明手数料は収入見込みにより2000円の追加でございます。

7ページ、3款、繰入金、1項、一般会計繰入金、1目、事務費繰入金につきましては、決算見込みによりまして21万2000円の減額でございます。

8ページをお開き願います。5款、諸収入、1項、延滞金、加算金及び過料、1目、延滞金につきましては、収入見込みにより2000円を追加、過料は1000円を減額し廃目としております。2項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金は、額確定により2万4000円の減額、預金利子及び雑入につきましては、収入なしによりまして廃項としております。

9ページ、6款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、調整交付金につきましては、収入見込みにより、款項目を新設しまして24万9000円の追加でございます。

11ページをお開き願います。歳出でございます。1款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費につきましては、執行残2万円の減額。2項、1目、徴収費は、財源内訳の変更でございます。

12ページをお開き願います。2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、額確定により52万5000円の減額でございます。

13ページ、3款、諸支出金、1項、償還金及び還付加算金、1目、保険料還付金につきましては、額確定により5万3000円の減額でございます。

14ページをお開き願います。予備費につきましては5万円を減額し、廃款としております。15ページ以降は補正後の給与費明細書となっております。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第4号『専決処分事項の承認について・令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第10 承認第5号 専決処分事項の承認について

仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第10、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第5号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。令和5年3月31日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）。仁木町税条例（昭和29年仁木町条例第9号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。令和5年3月31日専決、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第5号、仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

令和5年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律が、本年3月31日に公布されたことに伴い、仁木町税条例におきましても改正する必要があるため、条例制定するものでございます。

主な改正内容としましては、住民税は森林環境税の導入に伴う改正、軽自動車税につきましては種別割のグリーン化特例を3年間延長とする改正でございます。それでは改め文の朗読を省略し、新旧対照表で、主な改正点についてご説明いたします。なお地方税法の改正に伴う項ずれ等につきましては省略をいたします。

新旧対照表1ページをお開き願います。第34条の9につきましては、森林環境税の導入に伴い配当割額は、株式等譲渡所得割額の控除について、所得割から控除し切れなかった額を町道民税または森林環境税に納入することとした改正でございます。第36条の3の2につきましては、第2項を追加しまして、給与

所得者の扶養親族等の異動が前年から変更がない場合に、異動がない旨の記載をした申告書の提出で可能とした改正でございます。

2ページをお開き願います。下段、第38条第3項につきましては、森林環境税の賦課徴収につきましては、町民税に合わせて賦課徴収を行うこととした規定の追加でございます。第41条につきましては、森林環境税額は、町道民税の額と合算して納税通知書に記載するとして改正でございます。

3ページをお開き願います。第44条の給与所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、森林環境税額は所得割額と均等割額に合わせて賦課徴収を行うとして改正であります。

4ページをお開き願います。第46条は、特別徴収の納入者の様式を定めたことによる改正でございます。

5ページをお開き願います。第47条第2項につきましては、特別徴収税額の過誤納金につきましては、未納がある場合には、未納部分に納入できるとして改正でございます。第47条の2の公的年金等に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては、森林環境税額は所得割額と均等割額に合わせて賦課徴収を行うとして改正でございます。

6ページをお開き願います。第47条の6第2項は、年金所得者の過誤納金につきましては、未納がある場合、未納部分に納入することができるとして改正でございます。

7ページをお開き願います。第48条第1項及び第5項につきましては、法人町民税の申告納付に係る納付書の様式追加による改正でございます。第50条第1項は、法人町民税の不足税額に係る納付書の様式追加による改正でございます。

8ページをお開き願います。第82条第1項第1号エにつきましては、軽自動車種別割のミニカー区分の税率につきまして3輪以上の特定小型原動機付自転車の税率変更に伴う改正でございます。第98条第1項及び、9ページ、第5項につきましては、たばこ税の納付書様式の追加による改正、第101条第1項は、たばこ税の不足税額に係る納付書の様式追加に係る改正でございます。附則第8条第1項につきましては、肉用牛の売却に係る町民税所得割の免除期間を令和6年度から令和9年度に延長するとして改正でございます。

11ページをお開き願います。下段、附則第10条の3は、12ページ、第12項を追加いたしまして、マンションの大規模修繕による税額の減額措置を受けようとするものにつきまして、申告内容の規定を追加した改正でございます。附則第10条の4第2項、熊本地震に係る固定資産税の特例適用、及び、13ページ、附則第10条の5第2項、平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例適用につきましては、いずれも特例の適用期間を2年間延長とする改正でございます。附則第10条の6につきましては条を追加しまして、令和2年7月豪雨に係る代替家屋の固定資産税の2分の1の特例を受けようとする者の申告等の規定追加でございます。

15ページをお開き願います。附則第15条の2につきましては、燃費・排ガス不正行為を行ったメーカーに対しまして、環境性能割の納付不足額の加算を10%から35%に引き上げるとして改正でございます。附則第16条につきましては、軽自動車の種別割について50%軽減を3年間、25%軽減を2年間延長とする改正でございます。

17ページをお開き願います。附則第16条の2第3項は、18ページ、種別割についても不正行為を行ったメーカーに対しまして、納付不足額の加算を10%から35%に引き上げるとして改正でございます。附則第17条の2第1項及び第2項につきましては、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例適用期限を令和5年度を令和8年度まで延長とした改正でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第5号『専決処分事項の承認について・仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時51分

再 開 午後 1時00分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

日程第11 承認第6号 専決処分事項の承認について

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）

○議長（横関一雄）日程第11、承認第6号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）承認第6号、専決処分事項の承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり処分したので、同法同条第3項の規定により報告し議会の承認を求める。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正補正予算（専決第1号）でございます。

次のページをお開き願います。専決処分書。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算。本件、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法第179条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分する。令和5年4月13日、仁木町長 佐藤聖一郎。

次のページをお開き願います。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3303万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年4月13日専決、仁木町長 佐藤聖一

郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明申し上げますので、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）承認第6号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）について、ご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、令和5年4月13日に専決処分を行っております。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。19款、繰入金を1320万円追加いたしまして、補正後の合計を54億3303万7000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。10款、教育費を1320万円追加いたしまして、補正後の合計を54億3303万7000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まですべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まですべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、一般財源が1320万円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため1320万円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。10款、教育費、2項、小学校費、1目、学校管理費につきましては、銀山小学校の雨漏り改修のための工事請負費1320万円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）今回の銀山小学校の屋上の防水補修工事ということで、何点か少しお伺いをさせていただきたいと思います。

この防水工事に対する施工内容として、どのような方法でされているのか、また、今まで既存であった防水の処理方法、その点についてどのようにされたのかちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）今回の屋上防水補修工事の施工内容でございます。

まず、仮設昇降用足場を設置した後、既存の傷んだ防水層とパネルを撤去し、それ以外の既存の屋上部分を高压洗浄し、プライマーという下塗り塗料と、ウレタンで仮防水を行い、最終的に超速硬化ウレタン塗膜防水をしております。また他には、屋上の防水層と下地の間に雨や室内の湿気などで発生する水蒸気を外へ排気するための金属製の筒である脱気筒を撤去し新設しております。

2点目の既存の防水層につきましては、全体の面積の約40%を撤去しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）説明ありがとうございます。

今、防水を現在完了されているということで、防水に対する検査とかそういうものはされるものなのかどうか、少しお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）検査につきましては、検査員による現地確認による現地調査及び工事竣工図書による書類検査を実施しているところでございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）野崎議員。

○6番（野崎明廣）防水に関わった業者の保証期間として、何年保証されるものなのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）施工業者より保証書をいただいております。保証期間は工事完成引渡日でありまして令和5年5月25日から10年間となっております。以上でございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）もう1点お伺いをしたいと思いますけれど、教育長の行政報告の中では、もう生徒が利用しているということですが、室内の天井はまだされていないと思うんですけども、その辺の対応はどのようにされていくのかお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）野崎議員仰せのとおり、現在、銀山小学校校舎内の天井等は補修している状況ではございませんが、今後そういった部分に対応していきたいと考えてございます。以上でございます。

○議長（横関一雄）6番・野崎議員。

○6番（野崎明廣）だいたい、これ雨漏りが、今いくらか中に挟まっているのが水滴として出ているということですので、天井としてはいつ頃補修計画になるのか、その辺だけ少しお伺いしたいと思います。

○議長（横関一雄）岩井教育長。

○教育長（岩井秋男）教室の天井につきましては、現在見積りをいただいている最中ではございまして、見積りが上がり次第対応していきたいと考えてございます。

あと、雨漏りの関係につきましては、今日お昼休みに銀山小学校に確認したところ、「すべての雨漏りがもうおさまりました」という報告を受けてございますので、もうすべて養生シートも外しております。今後教室内の天井の対応をしていく考えでございます。

○議長（横関一雄）よろしいですか。他にございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、承認第6号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、承認第6号『専決処分事項の承認について・令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）』は、承認することに決定しました。

日程第12 議案第1号

令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）

○議長（横関一雄）日程第12、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第1号でございます。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）。令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ191万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54億3494万7000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表 歳入歳出予算補正による。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。

詳細につきましては、和田財政課長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）和田財政課長。

○財政課長（和田秀文）議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1表 歳入歳出予算補正、歳入でございます。15款、国庫支出金と19款、繰入金を補正いたしまして、歳入合計額に補正額191万円を追加し、補正後の合計を54億3494万7000円とするものでございます。

2ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費を191万円追加いたしまして、補正後の合計を54億3494万7000円とするものでございます。

3ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、歳入でございます。1款、町税から22款、町債まで、すべての科目を載せたものでございます。

4ページをお開き願います。歳出でございます。1款、議会費から14款、予備費まで、すべての科目を載せたもので、右側の財源内訳ですが、国庫支出金が190万8000円の増、一般財源が2000円の増となっております。

5ページをお開き願います。歳入でございます。15款、国庫支出金、2項、国庫補助金、3目、民生費国庫補助金につきましては、低所得子育て世帯への児童1人当たり5万円を給付する事業の事務費と需用費の補助金190万8000円の追加でございます。

6ページをお開き願います。19款、繰入金、1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金につきましては、財源調整のため2000円の追加でございます。

7ページをお開き願います。歳出でございます。3款、民生費、2項、児童福祉費、1目、児童福祉総務費につきましては、支給対象世帯への郵便料、システム改修費及び給付金、合わせて191万円の追加でございます。以上で説明を終わります。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第1号『令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第1号、令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第2号

令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について

○議長（横関一雄）日程第13、議案第2号『令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について』を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）議案第2号、令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について。令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約を次のとおり締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年仁木町条例第11号）第2条の規定により、議会の議決を求める。令和5年5月30日提出、仁木町長 佐藤聖一郎。記といたしまして、契約の相手方は、近藤・中山経常建設共同企業体でございます。代表者は小樽市若竹町3番1号、近藤工業株式会社 代表取締役社長 佐藤慶一でございます。契約金額は1億7600万円、その内消費税及び地方消費税分は1600万円となっております。工期は令和5年6月5日から令和6年1月19日までとなっております。

詳細につきましては、菊地教育次長の方からご説明いたしますので、ご審議の上、ご可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（横関一雄）菊地教育次長。

○教育次長（菊地健文）議案第2号、令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について、ご説明申し上げます。

町の条例により工事請負の契約につきましては、予定価格が5000万円以上となる場合は、議会の議決に付さなければならず、本工事の予定価格は1億7615万4000円でありましたので、今臨時会に上程しております。お手元の入札結果一覧表1ページ目をお開き願います。指名業者につきましては、単体業者1社と4経常建設共同企業体の5社を指名し、5月24日に入札を執行いたしました。入札結果につきましては、第1回目の入札におきまして、近藤・中山経常建設共同企業体が落札しております。落札金額につきましては、1億6000万円でありまして、この金額は入札書比較価格1億6014万円に対し99.9%の額となっております。なお、消費税を含む契約金額につきましては、1億7600万円で、予定工期につきましては、令和5年6月5日から令和6年1月19日まででございます。

続きまして、2ページをお開き願います。令和5年度仁木中学校大規模改修工事でございます。主な工

事内容につきましては、1. 防水改修、続きまして3ページ。2. 外壁改修、3. ポーチ床改修、4. シーリング改修、5. 建具塗装改修、6. 外部軒天改修が工事内容となっております。説明は以上でございます。

○議長（横関一雄）説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「質疑なし」と認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「討論なし」と認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第2号『令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について』を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、議案第2号『令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について』は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時23分

再 開 午後 1時24分

○議長（横関一雄）休憩前に引き続き、会議を開きます。只今の出席議員は、8名です。

佐藤町長から発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤町長。

○町長（佐藤聖一郎）横関議長のお取り計らいによりまして発言の機会を賜り誠にありがとうございます。

令和5年第1回仁木町議会臨時会の閉会にあたりまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。

本臨時会に提案いたしました案件につきましては、議員各位の慎重なるご審議のもと、ご可決を賜り衷心より感謝申し上げます。

昨日、後志総合開発期成会の定期総会が開催され、横関議長とともに出席してまいりました。毎年、小樽市を含む1市19町村が地域で抱えている諸課題に対しまして、解決策を見いだすべく国や道に要望活動を行ってきており、今年もまた、昨日の総会を皮切りに動きはじめました。ここ後志エリアは、豊かな自然に恵まれ良質な食料の生産地でありますとともに、多くの観光客を受入れ、その生産空間を形成し、食と観光により、世界の北海道を目指すとしている今の北海道の戦略をリードする地域になりつつあります。また高規格道路や北海道新幹線といった交通ネットワークが整備されることにより、人流・物流を通して、経済の活性化や地域産業の振興にさらなる可能性が生じるものと期待を寄せているところではありますが、一方でそのことにより、既存の住民の利便性が低下することは避けなければなりません。今後、インフラの老朽化が進み、人口減などの影響により、国内経済が縮小していけば、地域の社会資本整備が遅れるどころか失うことも予測されます。単独の自治体では維持が困難になり、立ち行かなくなる時代が訪れる前に、周辺地域間の連携により、脆弱化から強靱化に向けて取組を進めるためにも、後志エリアの各自治体とスクラムを組み、引き続き提言と要望を行ってまいり所存でございます。

最後になりますが、今後におきましても、議員各位の一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。本臨時会閉会に当たってのご挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（横関一雄）お諮りします。

本臨時会の会議に付された事件はすべて終了しました。

したがって、仁木町議会会議規則第6条の規定により、閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（横関一雄）「ご異議なし」と認めます。

したがって、本臨時会はこれで閉会することに決定しました。

これで、本日の会議を閉じます。

令和5年第1回仁木町議会臨時会を閉会します。ご審議、大変ご苦労さまでした。

閉 会 午後 1時27分

以上、会議の経過は書記が記録したものであるが、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

令和5年第1回仁木町議会臨時会議決結果表

会 期 令和5年5月30日～5月30日（1日間）

（開会～午前10時30分 / 閉会～午後1時27分）

議案番号	議 件 名	議決年月日	議決結果
承認 第1号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第7号）	R5.5.30	承認可決
承認 第2号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町国民健康保険事業特別会計補正予算（専決第1号）	R5.5.30	承認可決
承認 第3号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町簡易水道事業特別会計補正予算（専決第1号）	R5.5.30	承認可決
承認 第4号	専決処分事項の承認について 令和4年度余市郡仁木町後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）	R5.5.30	承認可決
承認 第5号	専決処分事項の承認について 仁木町税条例の一部を改正する条例制定について（専決第1号）	R5.5.30	承認可決
承認 第6号	専決処分事項の承認について 令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（専決第1号）	R5.5.30	承認可決
議案 第1号	令和5年度余市郡仁木町一般会計補正予算（第1号）	R5.5.30	原案可決
議案 第2号	令和5年度仁木中学校大規模改修工事請負契約の締結について	R5.5.30	原案可決